

社說

○工場巡視記

(三)

除の爲め假令も根て一宿の宿院、其間か一二箇の精子を抱かるも、抱たるに屬らう全體の消滅には代へ難し思ひ切て刷新せんふと我輩の初に希望する所なり。

○工場巡視記（其三）

二十八日 於名古屋 特派員 牛山才治郎

構造・
精織所は市外田崎に在り土地低濕にして健康に害あらんかなれども目下排水工事の設計中なる上に樹木を移植付けるとのとなれば追て其害を除き得るべし。精織所は一萬三千坪にして製絲工場は五百二十五坪、家屋は高層にして新鮮の空氣を運ぜり元年製絲場は煮繭の臭氣太甚しく動もすれば嘔吐を催ほすの常なるべし。精織所は精神爽快を感じるは構造の適良なるに依らん通路の整備も申分なし。

食堂・
は假食堂にして空地に新築する計畫なるよし飲食物・ 食物は菓魚等にして東京の學生の賄に比し慙色なし。役員云々予費も亦た之を食ふなりと其衛生に注意するの度を察すべし。

労働時間・
一日十一時三十分钟なるが女子の労働としては適當の時間なるべし。女工は製絲所の一大資本なり。一人病氣に罹ればそれ丈の損毛なり。製絲所の私利よりするも長時間の勞働を爲るしむるは不可なるべし。

賃銀及び支給法・ 製成中の工女と最下等の工女は一日賃銀五錢位にして優等工女には二十五錢を給する。もし女工の外に教師あり等級を七等に分ち最上等を十一回どし以下五十錢幕なりと云ふ又支給法は從來月末渡なりしが前月より毎月二十日を以て支給するみどりなりしと。

就業時間・
午前四時四十分
五時四十分
自正午十二時至十四時
自午時四十分半至十六時

起し室 入場 飲食 飯

女工の風儀・ 他より始めて入るものには惡習慣のものなきにあらざれども全體の風規は善良なると以て自ら化して改まるものゝ如し。他工場には工男女の風儀悪しく私通、私生兒、墮胎等多けれども更に此等なきは全體無所の據えとするに足るべし。

雇入法・ 番屋の手を擧て奉るものは惡玉なきにわらされば、番に便員を派遣して雇入るよし。

女工の年齢・ は十五歳以上二十五歳迄にして一千貫内外の女工最も多く娘のものに番等女工多しと云ふ。

教育・ 女工の中にて有志のものへ文字裁縫を教ふるのみなし。十月初一日より夜學會を開くと云ふ。

雇入契約・ 製成女工は五箇年の契約にして熟練女工は二箇年なり。

女工・ は毎日四百五十人ありて通勤女工凡そ馴れ人ありしと云ふ。

病院・ 本院病院者あると成病院内の病院者ありて病院を抱いて、名古屋近、岡山地方のもの、若松、若木、負傷病院、病院の爲めに負傷するものは相當の手當を爲す者なるが未だ當て之あらず唯だ新築の當時、人足一人氣絶の爲め死亡したるが其遺族に二百圓を贈りしと云ふ。

物女工の至
る所始めて
して精
線、空氣と
勤情に關す。
十五回以下
退所する。
日分の賞與
常て此日を
職工積立金
期後ると
中止逃亡す
職工積立金
器械は細
て六日以後
のガラ／＼
て少し
休日 每月
決心あらうと
し百方々を
の非と判斷
の慣手段を取
て露國派の
んど心懃はけ
思ひなく聞く
からずして
外部大臣余
に於て上奏す
是備に奸臣
に國家の害
方りて之を
らんとす而
傍らに傳從
奸勇を恐ろ
せしむれば
國源富貴
も那郎に説
だるに魔王
る由にて庄
く
仁川監理署
の内他に輔
く